⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の社のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Contracting Entity : Hiroshi Nanba, Director, Department of Administration, National Rehabilitation Center for Persons with Disabilities

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in National Rehabilitation Center for persons with Disabilities, contract 3,000kW, the estimated electricity a year 9,132,678kWh

⑷　Delivery period : from October, 1, 2009 through September, 30, 2010

⑸　Delivery place : National Rehabilitation Center for Persons with Disabilities.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

③　have Grade A, B or C of level in "Manufacture of product" or "Sale of product" in the Kanto-Koshinetsu in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2007, 2008 and 2009

④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

⑤　have permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 3, Section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with Article 16—2, Section 1 of the same law

⑺　Time-limit for the tender : PM 3 : 00, September 1, 2009

⑻　Contact point for the notice : Kenshin Yamaguchi, Procurement Section, Finance and Accounting Division, Department of Administration, National Rehabilitation Center for Persons with Disabilities, 4—1, Namiki Tokorozawa-shi, Saitama-ken, 359—8555, Japan. TEL 04—2995—3100 ext. 2135

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年7月16日

支出負担行為担当官

内閣府大臣官房会計担当参事官　二村二三男

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

藤田　伊織

◎調達機関番号　007、020　◎所在地番号　13

1　事業概要

⑴　品目分類番号　41、42、75、78

⑵　事業名　中央合同庁舎第８号館整備等事業

⑶　事業場所　東京都千代田区永田町一丁目６－１他

⑷　事業内容　本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「ＰＦＩ法」という。）第６条に基づき選定された事業（以下「ＰＦＩ事業」という。）として、開札の結果、落札者とされた者が、特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社）（以下「事業者」という。）を設立し、ＢＴＯ（Build, Transfer and Operate）方式により、中央合同庁舎第８号館（以下「新庁舎」という。）の整備（外構及び新設付属施設の整備を含む）、現内閣府庁舎Ａ棟（以下「Ａ棟」という。）の既存遡及部分の改修、現内閣府庁舎Ｂ棟（以下「Ｂ棟」という。）及び既存付属棟等の解体撤去、並びに新庁舎、Ａ棟、外構、新設付属施設（以下これらを総称して、「本施設」という。）及び仮設庁舎、仮設駐車場及び仮設連絡通路（以下「仮設庁舎等」といい、本施設及び仮設庁舎等を総称して「本施設等」という。）の維持管理及び運営に関する次の①から③の業務を行う。（入居予定官署：内閣官房、内閣府、総務省公害等調整委員会）

①　本施設及びＢ棟の施設整備業務

ア　新庁舎施設整備業務

ａ　設計業務

ｂ　建設業務

ｃ　工事監理業務

イ　Ａ棟改修業務

ａ　設計業務

ｂ　建設業務

ｃ　工事監理業務

ウ　Ｂ棟及び既存付属棟等解体撤去業務

ａ　設計業務

ｂ　建設業務

ｃ　工事監理業務

②　本施設等の維持管理業務

ア　定期点検及び保守業務

イ　運転・監視及び日常点検保守業務

ウ　清掃業務

エ　執務環境測定業務

オ　修繕業務

カ　レイアウト変更対応業務

③　本施設等の運営業務

ア　警備業務

イ　庁舎運用業務

ウ　電話交換業務

エ　官用車運行管理業務

オ　福利厚生諸室運営業務

⑸　事業期間　事業契約締結日から平成36年３月31日まで。

2　競争参加資格

⑴　基本的要件

①　入札に参加することを表明し、入札参加表明書、競争参加資格確認通知書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。）を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）は、１⑷①から③に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループであること。

②　応募者を構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に設立する事業者に出資を行うこと。（以下、応募者を構成する企業のうち、基本協定の締結後に事業者に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力企業」という。）

また、事業者の株主は、次のア及びイの要件を満たすこと。

ア　構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有し、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とならないこと。

イ　事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、内閣府及び国土交通省（以下、両者を総称して「国」という。）の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

③　構成員の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続きを行うこと。

④　応募に当たり、応募者を構成する企業それぞれが、１⑷①から③に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が建設業務と工事監理業務を実施することはできない。